

タイトル	15世紀イングランドにおける司教管区の行政：R・L・ストーリーの所説の紹介と解説(上)
著者	東出，功
引用	北海学園大学人文論集，10：39-87
発行日	1998-03-31

15世紀イングランドにおける司教管区の行政

— R・L・ストーリーの所説の紹介と解説 —

(上)

東 出 功

《はじめに》

本稿は副題に明記の通り、ロビン=リンヅィ=ストーリーの下記の小冊子に関する“紹介と解説”である。

Robin Lindsay Storey

(Department of History, Nottingham University),

Diocesan Administration in Fifteenth-Century England.

BORTHWICH PAPERS No. 16.

Borthwick Institute of Historical Research, University of York.

First Published 1959, Second Edition 1972, Reprinted 1981.

© 1972 by St Anthony's Press, Peasholme Green, York YO1 2PW.

紹介とは全文の“試訳”であり、また解説とは数多くの“訳注”と3点の“覚書”とである。原著は僅か33頁の小冊子であるが、解説の分量が訳注・覚書ともに当初の予想を大きく超えた。訳注は同学諸賢にとって恐らく過剰であり、付録の覚書は無用の長物かも知れない。

これらの補足は、ほかならぬ筆者自身にとって不可欠であった。何故か。原著には、当然のことながら教会特有の術語が頻出する。また司教管区の行政は、聖俗両界の裁判制度と不可分の関係にある。しかし筆者には、教会用語や聖俗の裁判慣行について十分な予備知識が欠けていたからである。

まず原著の目次を掲げておこう。原著は4節で構成されているが、小冊子にありがちなこととして各節には表題がない。従って以下の目次は、すべて筆者の判断によって内容から再構成したものである。

なお紙幅の制約からして、本稿(上)には第3節までを収録した。

——— 原著の目次 ———

著者のまえがき

◎ 第1節 司教管区の行政機構 — 司教家政からの自立化傾向

(各節の表題は訳者の判断によるもので、原著にはない。)

- § 1-1 司教管区の行政と司教補佐 — 司教補佐の家政離脱
- § 1-2 司教管区の行政機構 — 司教本人からの相対的自立
- § 1-3 司教人事 — 国王官僚の優位
- § 1-4 司教人事 — 国王・枢密院の関与
- § 1-5 管区行政機構の自立の要因 — 有力司教の任地不在とその実態
(第1節の原文は5“パラグラフ”に分かれており、この訳稿ではそのまま5“小節”に区別した。要するに小節とは、原文のパラグラフの区分を示す。また原文のパラグラフは概して長いので、訳稿では訳者の判断でそれらを幾つかの“段落”に細分した。たとえば第1小節では原文の1パラグラフが2段落に区分され、第3小節は3段落に細分された。さらに各小節の表題も訳者の判断によるもので、原著にはない。以下同様。)

◎ 第2節 司教の管区行政 — 主要な役職の概観

- § 2-1 管区行政の2大系列 — 家政外機構と家政内機構
- § 2-2 司教家政内の秘書機構とその責任者 — 記録係
- § 2-3 司教家政からの自立化 — 司教管区の文書主管
- § 2-4 司教裁判権の代行者(1) — 司教代行首席判事と司教総代理

- § 2 - 5 霊的権限の代行者 — 属司教とその役割・経歴・地位
- § 2 - 6 司教裁判権の代行者(2) — 受権判事・管財判事と地方主任司祭
- § 2 - 7 司教補佐職(1) — 司教家政からの離脱
- § 2 - 8 司教補佐職(2) — 司教補佐の代行判事

◎ 第3節 幹部官僚の人事 — 栄達の条件

- § 3 - 1 幹部官僚の人事 — バース=アンド=ウェルズ司教管区(1)
- § 3 - 2 幹部官僚の人事 — バース=アンド=ウェルズ司教管区(2)
- § 3 - 3 幹部官僚の人事 — バース=アンド=ウェルズ司教管区(3)
- § 3 - 4 幹部官僚への配慮(1) — バース=アンド=ウェルズ司教管区
- § 3 - 5 幹部官僚への配慮(2) — 雇用の安定性と行政の継続性
- § 3 - 6 幹部官僚への栄達(1) — 学歴と実務経験
- § 3 - 7 幹部官僚への栄達(2) — 教会法博士の名声
- § 3 - 8 聖職禄交換の功罪 — 人材の転属・交流
- § 3 - 9 司教・大司教への昇進(1) — 国王への勤務その他
- § 3 - 10 司教・大司教への昇進(2) — 国王への勤務
- § 3 - 11 現地の管理体制 — 司教本人からの相対的自立
- § 3 - 12 司教の姿勢 — 霊魂の救済か法規の強制か

◎ 第4節 受難の15世紀 — 教会裁判権とその環境

- § 4 - 1 教会裁判権の限界 — 俗界裁判所との関係強化
- § 4 - 2 王冠と下院 — 教会に対する姿勢の相違
- § 4 - 3 高位聖職者の立場 — 対王冠・対議会・対教皇
- § 4 - 4 “庶出封建制”と裁判(1) — 俗界裁判所
- § 4 - 5 “庶出封建制”と裁判(2) — 教会裁判所
- § 4 - 6 破門の拡大 — 手続き・対象・意図
- § 4 - 7 聖職者の犯罪と身分特権(1) — 教会裁判所での有罪解消
- § 4 - 8 聖職者の犯罪と身分特権(2) — 上級品級・下級品級
- § 4 - 9 聖職者の犯罪の実態(1) — 裁判記録から
- § 4 - 10 聖職者の犯罪の実態(2) — 議会への請願書から
- § 4 - 11 教会裁判権への脅威(1) — プラエム=ニーレ法の変質

- § 4-12 教会裁判権への脅威(2) — 大法官府への上訴
- § 4-13 対教会姿勢の転換 — ヘンリ7世
- § 4-14 教会裁判権への介入 — プラエム—ニーレ法の利用
- § 4-15 教会裁判権の衰退 — 訴訟件数の減少
- § 4-16 教会への敵意 — ヘンリ7世とダドリ
- § 4-17 イングランド教会史上の15世紀
 - 17-1 平信徒における信仰心の高揚
 - 17-2 聖職者における適材の不足
 - 17-3 司教側の対策
 - 17-4 新しい施設での司祭の需要
 - 17-5 信仰に関する意識の変化
 - 17-6 独身の強制から妻帯の容認へ
 - 17-7 教会自体の内部における俗人化
 - 17-8 政府官職の俗人化

(最後の“段落”すなわち第17小節は原文で58行にも及んでいるので、これを8項目に細分した。各項目の表題も、やはり訳者の判断による。)

[N.B.] 第2節の“主要な役職”のそれぞれについて、とりあえず原語を示しておこう。

記録係	registrar	§ 2-2
司教管区の文書主管	diocesan chancellor	§ 2-3
司教代行首席判事	official-principal	§ 2-4
司教総代理	vicar-general	§ 2-4
属司教	suffragan hishop	§ 2-5
受権判事	commissary-general	§ 2-6
管財判事	sequestrator-general	§ 2-6
地方主任司祭	rural dean	§ 2-6
司教補佐	archdeacon	§ 2-7
司教補佐の代行判事	archdeacon's official	§ 2-8

著者のまえがき

この小冊子の初版は、草稿を1958年に用意したものである。その時点における筆者の意図は、ハミルトン=トムプソンのフォード講義^{a)}に補足することにあつた。この講義にはすでに高い評価があり、補足とは特殊な論題2点について検討を深めることである。いずれもトムプソン自身の検討の空白部分である。

その第1点は、ほぼ1270年以降の“コミサリ=ジェネラル”^{b)}職の起源と発展である。この論題については、本冊子の初版執筆以降に諸家の検証の進展が著しい。従って再版に当たってはこの役職に関する記述を相応に圧縮して、司教管区の行政におけるその位置付けを素描するだけに留めた。

補足の第2点はこの行政機構の勤務者を扱ったもので、これには再版でも変更がない。初版のその他の部分も基本的に同様であるが、近年の研究成果を考慮して若干の小規模な修正を加えた。

諸家は教会史の分野で労作を続けているが、筆者自身の研究関心は中世後期のほかの側面に移った。その結果として、本稿の初版のような仕事が次第に非現実的なものにおもわれてきた。教会行政の実態の叙述には、教会が対決すべき社会の背景をも考慮しなくてはならない。しかし初版はその考慮を欠いたままで、実態の叙述と自称していたからである。

そこで再版では、最終節を追加した。最終節では、15世紀のイングランド教会の統治者にとって難問は何か、その難問をあれこれ指摘した。併せてこの冊子では史料の引用によって、教会史の探求に利用可能な史料の範囲を具体的に例示したい。^{c)}

[N.B.] 本稿で注 a)・注 b)・注 c) とは、訳者の注であることを示す。

a) A. Hamilton Thompson, *The English Clergy and Their Organization in the Later Middle Ages: The Ford Lectures for 1933*, Oxford 1947.

b) commissarius generalis: commissary general. 本稿ではこれに“受権総判事”という訳語を当て、第2節で解説する。

c) この“著者のまえがき”は原文で21行に及び、全体が1段落で書かれている。しかし本稿では、訳者の判断でこれを5段落に細分した。以下同様。

第1節 司教管区の行政機構 — 司教家政からの自立化傾向^{a)}

§ 1-1 司教管区の行政と司教補佐 — 司教補佐の家政離脱^{b)}

行政の諸制度は、その起源において大半が統治者の家政に由来する。国王や貴族であれば、通例として特定の行政職務をしかるべき役人へ委託する。役人は世代を重ねるうちに直属の部下をもち、行政部局を組織し、やがて“宮廷を出て”独立する。イングランド国王の家政からは各種の国政部局や裁判所が分化しており、それらについては分化の過程もすでに周知のところである。

同様の発展過程は、霊的統治すなわち教会の統治においても検証される。中世も初期においては、司教のファミリアの構成員で司教管区の行政責任者といえ、アルキディアークヌスすなわち司教補佐^{c)}がそれであった。しかし司教補佐の役職は次第に司教家政での内部給養から分離し、独立の聖職禄に変質する。司教管区関係のほかの役職は、独立の程度において司教補佐に及ばない。しかしファミリアからの分離の傾向においては変わらない。

a) この小冊子は全体として4節で構成されているが、各節に第1節・第2節というような表示がない。従って本稿における第1節・第2節などの表示は訳者の判断によるもので、各節の表題も同様である。

b) 本稿で“§ 1-1”とは、原文で第1節の第1段落であることを示している。以下同様。原文の段落は概して長いので、本稿では訳者の判断でそれらを小段落に細分する。各段落の表題は、同様に訳者の判断による。

c) archidiaconus: archdeacon. ディアークヌスは聖職者の品級でいえばなるほど助祭であり、アルキディアークヌスには一般に大助祭・助祭長などの訳語が充てられる。しかし筆者は、これまで一連の拙稿において“司教補佐”という訳語を用いてきた。彼らの大半は、品級においてすでに司祭であってもはや助祭でない。また助祭集団の筆頭者でもない。従って大助祭・助祭長という訳語は、アルキディアークヌスの実態から遠い。彼らの任務は、司教管区の行政において司教の裁判権を代行すること、まさにその点において“司教を補

佐する”ことにあった。

§ 1-2 司教管区の行政機構 — 司教本人からの相対的自立

イングランドの司教管区^{a)}は、その行政機構にそくしていえば、15世紀以前にもある程度まで司教本人から自立していた。管区の行政は依然として司教の名で遂行されるが、司教本人の直接介入は皆無かあるいは皆無に近い。14世紀においては、司教の過半数が恒常的に任地不在であったといわれることもある。それにはなるほど誇張もあるが、一時的な不在はいずれの司教座にもありえた。

司教が国王行政の専従者であれば、管区行政の責任をしかるべき代行者へ委任しなくてはならない。また司教が貴族身分の出身者であれば、教会の行政や教会法の手続きについて十分な知識を欠くことがある。あるいは世俗行政からの引退者でも、同様である。そのばあいには、管区統治の効率を維持すべく実務担当の部下に大きく依存せざるをえない。実務担当者の地位が向上した。その地位の向上には、ほかの要因もあった。司教の大半は晩年に体力が低下し、任務の遂行が不可能になる。しかし高齢による自発的引退の事例は僅少に過ぎず、司教の大半は死亡まで現職に留まっていたからである。

a) Bishoprics (Dioceses) of England and Wales
[Southern Province (Province of Canterbury)]: <England> Bath and Wells, Canterbury, Chichester, Coventry and Lichfield, Ely, Exeter, Hereford, Lincoln, London, Norwich, Rochester, Salisbury, Winchester, Worcester, <Wales> Bangor, Llandaff, St Asaph, St Davids
[Northern Province (Province of York)]: <England> Carlisle, Durham, York.

§ 1-3 司教人事 — 国王官僚の優位

近年の研究によれば、イングランドにおける14世紀の司教全員を単一の類型で規定することが不可能である。第1に世俗行政の官僚や貴族の子

弟で、しかも大学の卒業者がいる。第2に在俗聖職者であれ修道会所属の聖職者であれ、名門出身でしかも国王への勤務経歴をもつものがある。第3に著名な神学者で、司教昇進に当たって国王からの恩恵に大きく依存したものがいる。¹⁾ 司教に関する分類の困難は15世紀においても変わらず、²⁾ しかも全般として同じ類型が持続している。

〈2頁〉司教の類型の分析から、顕著な事実が判明する。司教座の配分においては、司教座それぞれの資産の大小が考慮されているという事実である。貧困な司教管区たとえばロチェスタ・カーライル・ヘレファドなどは、国王官僚や貴族の子弟を給養するだけの資産をもたない。逆に現地にとって大きな利点としては、現地常勤の司教が配置される。彼らはしばしば現地人で、司牧義務には概して適任であった。

他方の富裕な司教座としては、ウィンチェスタ・バース=アンド=ウェルズ・エクセタ・リンカン・イーリなどがある。それらは、通例として世俗行政における官僚勤務の報酬に充てられた。グラム司教職は固有の世俗財産つまり所領が広大で、慣例として王印庁^{a)}の歴代長官のために留保された。^{b)} また大法官が大司教職を待望したことは、多くの先例からして明らかである。このような高級官僚の支配は、なるほど同時にすべての司教座に及ぶことがなかった。しかしイングランドの過半数の州が高級官僚の司牧に委ねられ、しかもとりわけ人口の多い州にそれが見られる。^{c)}

[N.B.1] 本稿で注1)・注2)とは、原著者の注であることを示す。なお原注は注1)から注142)までの一連番号になっているが、本稿ではそれらを段落ごとの番号に改めた。また本稿では、以下の通り原注の後に訳注を配置した。

[N.B.2] この第3小節では第2段落に〈2頁〉と頭書した。これは原著の頁を示すもので、原著ではそのあたりから2頁に移ることを意味する。以下同様。

1) W. A. Pantin, *The English Church in the Fourteenth Century* (Cambridge, 1955), 9-26; J. R. L. Highfield, 'The English Hierarchy in the

Reign of Edward III', Trans. Royal Hist. Soc., 5th ser. 6 (1956), 115-38.

2) R. J. Knecht, 'The Episcopate and the Wars of the Roses', *University of Birmingham Historical Journal*, VI(1957-8), 108-31; R. L. Storey, *The Reign of Henry VII* (1868), 185-9.

a) privy seal office.

b) 15世紀のグラム司教。()は王印庁長官の在任期間。Walter Skirlaw 1388-1406 (1382-86); Thomas Langley 1406-37 (1401-05); Robert Neville 1438-57; Lawrence Booth 1457-76 (1456-60); William Dudley 1476-83; John Shirwood 1484-94; Richard Fox 1494-1501 (1487-1516).

c) 州は実数において司教管区のほぼ3倍に及んでおり、従って司教管区の大半は複数の州を包括している。ソールズベリ司教は3州を、リンカン司教は8州を支配した。その一方ではケント州のように、カンタベリ・ロチェスタの2管区に分かれるところもある。

§ 1-4 司教人事 — 国王・枢密院の関与

この状況は、王冠による司教人事の統制の結果にほかならない。教皇は司教人事に関して直接任命権や転任の決定権を主張し、国王はなるほどそれを容認している。また国王は、必要に応じて教皇と妥協することもある。しかし司教の候補者は、国王が指名した。司教座参事会による選挙は、すでに形骸化していた。¹⁾

王冠がいかに優位にあるか、また司教自身がいかに俗事へ関与しているか。その双方を単一の事例で説明するには、枢密院の1426年1月14日の議事録以上に雄弁なものがない。この時点で空席の司教座は数件にのぼっており、枢密院はそれぞれについて補充の具体案を決定した。なおこの枢密院の議員とは、ヘンリ6世の未成年期間に国政を代行すべく任命されたものである。

まずロンドン司教は現職の大法官でもあり、ヨーク大司教座へ栄転することになった。^{a)} ウスタ司教は、イーリへ転任することになった。^{b)} また王印庁長官は、ノリヂ司教座を取得することになった。^{c)} しかし教皇がイーリへ別人を直任すれば、ノリヂへはウスタ司教が移籍するはずであった。ロンドンの空席は、ヨーク大司教座の参事会長を昇進させて補充する

ことになった。貴族身分の出身者である。^{2) d)} チチェスタ司教座は、現司教トマス=ポウルトンがウスタへ転出して空席になる。ローマ聖庁の常勤者である。³⁾ トマスの後任には、ベドファド公の聴罪司祭を起用することになった。^{e)} リチャード=フレミングは、リンカン司教座への復帰を許された。教皇は彼をヨーク大司教座へ転出させる意向であったが、枢密院の承認がえられなかったからである。^{4) f)} 最後に“ウェルズ”と呼ばれる人物がおり、洗礼名は枢密院でも承知していない。フランシスコ修道会所属の托鉢修道士である。彼はウェイルズで、ランダフの司教座を取得することになった。司教座としては、魅力に乏しい。^{5) g)}

〈3頁〉人事異動の対象者のうちで2名は、本人自身が枢密院の議員としてこの決定に参加している。ロンドン司教ケンプとウスタ司教モーガンとがそれである。聖職者では、ほかにカンタベリ大司教やウィンチェスタ・ダラム・バース=アンド=ウェルズの司教3名が出席した。バース=アンド=ウェルズの司教は、現職の財務府長官でもある。^{h)} 俗人では、上記のベドファド公のほかに3名の貴族が出席している。同公は、ヘンリの摂政であった。⁶⁾

1) A. H. Thompson, *The English Clergy and their Organisation in the Later Middle Ages* (Oxford, 1947), 13-19; Pantin, *op. cit.*, 54-8.

2) William Grey. See *Register of Henry Chichele* (Canterbury and York Society, 1937-47), II, 655.

3) *Ibid.*, II, 671.

4) Thompson, *op. cit.*, 19.

5) John Wells. フランシスコ会所属の托鉢修道士で、ローマ聖庁内赦院判事。教皇直任から枢密院の同意まで、2年間^(ママ)にわたって待たされた。

6) *Proceedings and Ordinances of the Privy Council* (Record Comm., 1834-7), III, 180.

a) John Kemp, bishop of London, chancellor 1426-32, translated to York 20 July 1425, temporalities 22 April, enthroned 1 Sept. 1426.

b) Philip Morgan, bishop of Worcester, translated to Ely 27 Feb. 1426.

c) William Alnwick, archdeacon of Salisbury, keeper of the privy

seal (1422-32), provided to Norwich 27 Feb., temporalities 4 May, consecrated 18 Aug. 1426.

d) William Grey, dean of York, provided to London 20 July 1425, elected 8 Apr., temporalities 6 May, consecrated 26 May 1426.

e) John Rickingale, the duke of Bedford's confessor, provided to Chichester 27 Feb., temporalities 1 May, consecrated 30 June 1426.

f) Richard Fleming, bishop of Lincoln 1425-31, translated to York 14 Feb. 1424, objected by Henry VI's council, re-translated to Lincoln 25 July 1425, temporalities 3 Aug. 1426.

g) John Wells, a minorite friar and papal penitentiary, provided to Llandaff, Wales, 9 July 1425, spiritualities and temporalities 15 Jan. 1426.

h) Henry Chichele, archbishop of Canterbury 1414-43; Henry Beaufort, bishop of Winchester 1405-47; Thomas Langley, bishop of Durham 1406-37; John Stafford, bishop of Bath and Wells 1425-43, treasurer 1422-26.

§ 1 - 5 管区行政機構の自立の要因 — 有力司教の任地不在とその実態

当日の枢密院における司教6名とは異例に多いともいえず、むしろ1420年代の平均値である。¹⁾ またトマス=ガスコイン^{a)}によれば、四半世紀後の国王宮廷でも司教はやはり6名であった。²⁾ 枢密院が首都で開催中に、カンタベリ大司教が常に任地を留守にしていたとは考えられない。ロンドンやウィンチェスタの司教³⁾についても、やはり同様である。^{b)}

仮に任地にいても、彼らの主要な関心は明らかに世俗の問題に向けられている。カンタベリ大司教チチェリが1433年に認めているように、彼は枢密院に欠席したこともある。しかしその日数は、11年間で33日つまり年平均3日を超えない。⁴⁾ また過半数の司教は枢密院に議席をもたず、恒常的な任地不在者という非難には該当しない。しかし一時的には、彼らもやむをえず管区を離れる。その頻度は、概して年に1回を超える。王国の議会や大司教管区の聖職者議会^{c)}へ出席し、また国王評議会の大会議へ出席するためである。ほかに司教は、所属の大司教管区を代表して万国公会

議へ出席を要請されることがある。あるいは国王の使節として、ローマ聖
庁や外国の宮廷へ派遣されることもあった。

1) Public Record Office (*hence* P.R.O.): Council and Privy Seal (E. 28),
files 39-53.

2) *Loci e Libro Veritatum*, ed. J. E. T. Rogers (Oxford, 1881), 15.

3) ウィンチェスタ司教のロンドンの住居はテムズ南岸サザクにあり、サザ
クはその司教管区内にあった。

4) P.R.O. Exchequer, Various Accounts (E.101), bundle 96, no. 17.

a) Thomas Gascoigne, theologian (1403-58).

b) 司教座所在地が首都に近いからか。

c) convocation.

• • • • •

第2節 司教の管区行政——主要な役職の概観

§ 2-1 管区行政の2大系列——家政外機構と家政内機構

イングランドの17司教管区の行政は、類型において完全に均一といいがたい。何故か。まず司教の裁判権から免属の領域が各地に存在したからである。修道会や個人の免属領域がそれである。そのみか一口に司教の行政とはいっても、その担当部署それ自体が組織・機能や名称において各地各様に異なっていたからである。この節ではそのような複雑な主題に関する詳述を避けて、若干の例示だけに留める。

中世後期の司教管区に関しては、行政機構を次の2大系列に区分しえよう。一方は各種の裁判所で、すでに常設の階層秩序として司教管区内に定着している。他方は司教の家政それ自体で、両者はそれぞれ別個の装置と見なしてよい。

司教は老齡か病弱でもない限り、特定の住居に長期に滞在することがない。その点は中央常勤の司教に限らず、現地の常勤者についても変わりがない。現地常勤の司教も管区内の施設を公式に巡察し、またその巡察とは別に直轄の所領の巡回を通例とした。^{a)}〈4頁〉その旅行には、やはり常勤・非常勤の別なくすべての司教が家政内勤務の部下を同行した。同行者の範囲は、司教の収入や虚栄心の程度によって一定しない。家政はしかるべき人数の聖職者を含み、彼らは管区行政の分野でも司教を補佐した。司教家政はいわば秘書機構を含み、また必要に応じて事件聴聞の裁判機構をも含んでいた。

a) 司教の所領巡回は、国王の王領巡回を連想させる。物資の輸送が困難な時代には、司教本人の巡回が賢明であった。貢納の物資を拠点の所領へ集積させ、それを家政構成員とともに現地で消費するということである。しかも現地では、必要に応じて裁判所が開かれる。

§ 2-2 司教家政内の秘書機構とその責任者 — 記録係

司教の裁判権行使は、原則としてその管区内に限られた。従って管区内の事件に関して管区外での開廷を希望するときは、現地所管の司教から承認をえなくてはならない。¹⁾ しかしこの制約は司教の裁判権行使に関するもので、司教の秘書機構は司教本人が不在でも常に忙殺された。不在の司教からは指示・命令が書面で届けられ、その大半は聖職者の人事に関するものであった。聖職禄のうちには司教が人事権をもつものがあり、その人事権は司教にとって俗的権限^{a)}の一部として貴重であった。従ってそれを代理人へ委任することは希で、大半は司教本人がそれを行行使した。

秘書機構はその関係の事務処理のほかに、各種の文書を作成した。まず臨時の任務の委嘱に当たって、また常設の管区職員について任用の辞令を作成した。ほかに管区従属民からの出願に対して、司教の認可事項を証書として文書化した。さらに国王や大司教から指示・命令があれば、それぞれ複写を作成した。なお辞令や証書には、すべて司教の楕円形^{b)}の印章が使用された。いわゆる“アド=カウサーズ”²⁾の印章がそれである。また辞令や証書の複写は、司教記録簿の中に残された。

この秘書業務の責任者として、司教のもとにレジストラーリウスつまり記録係^{d)}が置かれた。司教はこれに少なくとも聖職者1名を配置し、文書の作成や登録の実務を担当させた。記録係は、通例として公証人の資格をもつ。司教の“アークタ”つまり許認可令状の多くは、公文書の形式で書くことになっていたからである。彼は、文書保管の責任者でもある。教皇の勅書、国王の令状、他の高位聖職者からの書簡、証明書、推薦の証書や覚書など多数の文書が司教の記録保管所に残された。記録係は、かなりの報酬を受けた。事件処理の手数料³⁾のほかに、司教から少なくとも1件の聖職禄を取得する。またいずれは司教管区の常設の行政部門において、上位の役職へ昇進の可能性があった。⁴⁾

1) *Register of John Stafford* (Somerset Rec. Soc., 1915-16), nos. 148, 203; *Register of Thomas Langley* (Surtees Soc., 1956-70), II, No. 435.

2) W. de Gray Birch, *Catalogue of Seals in the British Museum* (1887), I, 166-408, *passim*.

3) *Registers of Walter Giffard and Henry Bowett* (Somerset Rec. Soc., 1899), 45, 59, 70-2.

4) *Reg. Langley*, I, xviii-xlii.

a) temporalitates: temporalities (cf. spiritualitates: spiritualities.) 俗的権限(靈的権限に対比される)。このばあいの人事権は、聖職禄に関するいわば上級領主権か。

b) bishop's oval seal *ad causas*. 印面の形態はカタログによれば円形が圧倒的に多く、楕円形は瓜実形とともに少ない。ほかに僅少なながら、四角形・六角形・八角形・楕形などがある。Roger H. Ellis, compiled by, *Catalogue of Seals in the Public Record Office, Personal Seals*, 2 vols., H. M. S. O., 1978, 1981.

c) “..... on episcopal seals three main types commonly used for diocesan business: seals of dignity private seals or *secreta*, and seals *ad causas*. In the first category was the bishop's great seal which was appended to charters and important documents affecting the property or rights of the see. The *secretum* was reserved for deeds concerning the private estate..... Seals *ad causas* were used for documents of a transitory nature such as those connected with court business, letters testimonial or of orders, probates and others for which no special seal was in use. But these divisions were not always rigidly observed.” — R. M. Haines, *The Administration of the Diocese of Worcester in the First Half of the Fourteenth Century*, pp. 9f. 司教の印章には、第1に“大印章”すなわち司教公印がある。第2は“セークレータ”と呼ばれ、司教私印がそれである。第3の“アド=カウサース”とは、各種の“事件のために”ということか。当座の事務処理のための印章であろう。

d) *registrarius*: registrar.

§ 2-3 司教家政からの自立化 — 司教付の文書主管

司教付のカンケラーリウス^{a)}つまり文書主管は、かつて司教の家政内でもっとも重要な構成員であった。司教の秘書業務の責任者といえば、前代までは文書主管こそがそれであった。上記の“アド=カウサース”の印章

は、文書主管の管理に委ねられたという。文書主管の任命に関する公式記録の文言であり、そのような文言は文書主管職の以前の任務を示唆するものである。¹⁾

しかし 15 世紀には文書主管の立場が変わり、司教の“ユーリスペリティー”つまり法律の専門家集団の代表者になる。〈5 頁〉彼は法学の博士でなくとも大学の卒業者であり、教会法の手続きに関して司教側近の助言者になった。文書主管には、司教職の一部を代行させることがある。たとえば聖堂区司祭の就任式などの日常業務を代行させる。また司教が管区内の巡察を代行させるときは、通例として文書主管をその代行者の一員に加えた。

司教の秘書職がすでに記録係へ移っているところでは、文書主管の地位それ自体が変わっている。要するに司教のファミリアにおいて、文書主管は以前の司教補佐の地位を占めている。^{b)} 次いで以前の司教補佐職と同様に、司教付の文書主管職それ自体も家政から分離する。

文書主管がオフィキアーリス=ブリーンキパーリスつまり司教代行判事の首席^{c)}を兼任することもあり、後段ではその事例 2 件を示す。また 16 世紀には兼任がウィカーリウス=ゲネラーリスつまり司教総代理^{d)}にも及び、3 職兼任が通例になる。

さらにエリザベスの治世には、文書主管のみか記録係すらも司教の家政から分離する。その空白は、新設の法律秘書職^{e)}によって補充される。²⁾

1) *Ibid.*, I, xiv-vii: *Register of Nicholas Bubwith* (Som. Rec. Soc., 1914), II, No. 1068.

2) R. A. Marchant, *The Church under the Law* (Cambridge, 1969), 35-6, 82-4.

a) cancellarius: chancellor (diocesan chancellor, as opposed to cathedral chancellor). この語は王国の大法官や大学の総長のほかに、この事例のように“司教管区の文書主管”を意味することもある。また“司教座聖堂参事会の文書主管”を意味することもあり、弁別が必要である。本稿では特に明記しない限り、前者すなわち“司教管区の文書主管”いいかえると司教付

きの文書主管を意味する。

b) “中世も初期においては、司教のファミリアの構成員で司教管区の行政責任者といえば、アルキディアークヌスがそれである” (§ 2-3)。

c) *officialis-principalis*: *official-principal*. この文脈でオフィキアーリスとは、司教からの授権に基づいて司教職を代行するものであろう。しかもこのばあいは、裁判権の代行者つまり代行判事である。オフィキアーリス=ブリーンキパーリスとは、その代行判事の中の筆頭者つまり首席であらう。なお“司教代行首席判事”とは、訳語というよりも当面の説明語である。本稿では、便宜的に“代行首席判事”と表記することもある。

d) *vicarius-generalis*: *vicar-general*.

e) *bishop's legal secretary*.

§ 2-4 司教裁判権の代行者 (1) — 司教代行首席判事と司教総代理

司教代行判事の首席者は、司教管区の常設行政機構において最上位を占めた。彼は“コーンシストorium”すなわち司教の代行裁判所^{a)}を主宰し、司教からの授権に基づいて事件を審理する。審理の対象は原告からの告訴事件に留まらず、職権による起訴事件にも及んだ。^{b)}当然のことながら、司教自身も審理に当たる。しかしその開廷の時期は一定せず、とりわけ重大でしかも複雑な事件が発生したばあいに限られた。聖職者に対する暴力事件や、結婚に関する係争がそれである。それに対して首席判事主宰の裁判所は、定期的の開廷された。ケント州は、司教管区がカンタベリ管区・ロチェスタ管区の両管区に分かれる。この両管区では、3週間ごとに2日か3日の会期で開廷されている。リンカン司教の代行裁判所は、開廷の頻度が低い。おそらくは職権起訴の権限を欠き、審理が告訴事件だけに限られていたからであらう。¹⁾

代行首席判事は、臨時の任務を委嘱されることが多い。また15世紀のうちに、首席は慣例として同じ管区の司教総代理へ併任される。しかし司教不在中の代理人としてはもともと別人を充てるのが通例で、ときには複数が指名された。司教が恒常的に不在のときは、総代理がほぼ常任の行政

責任者になる。彼の任務は司教が管区へ戻ったときに終わり、管区を離れたときに再開する。総代理の権限の範囲は、委任の事例ごとに異なる。しかし実際の任務は、概していえば司教からの恩恵授与に関して裁判権を行使することであった。ほかに多数の行政実務を処理した。いずれの任務にしても、司教が不在でなければ本人が行使し処理するはずである。²⁾

総代理の大半は、役職の印章を支給される。〈6頁〉彼らはまた全員が独自に記録簿を作成し、それらが後に司教の記録簿に一括される。しかし司教は、司教自身の“アド=カウサース”の印章を総代理の管理に委ねることもあった。³⁾

1) Brian L. Woodcock, *Medieval Ecclesiastical Courts in the Diocese of Canterbury* (Oxford, 1952), 31-2; *Registrum Hamonis Hethe* (Cant. and York Soc., 1948), II, 911-1043; C. Morris, 'A Consistory Court in the Middle Ages', *Journal of Eccles. Hist.*, 14 (1963), 150. See also D. M. Owen, 'The Records of the Bishop's Official at Ely', *The Study of Medieval Records*, ed. D. A. Bullough & R. L. Storey (Oxford, 1971), 189-205.

2) Thompson, *op. cit.*, 46-56.

3) *Reg. Bubwith*, I, nos. 569, 579, 708; P. R. O. Chancery: Significations of Excommunication (C.85), file 149, no. 12 (Salisbury, 1433).

a) consistorium (consistens < consistere : to stand with): consistory court. “コーンシスターリウム”とは“コーンシステーンズ”つまり“陪席者”に由来し、一般に教皇の陪席者としての枢機卿の会議つまり教皇の最高諮問会議を意味する。しかしこの文脈で陪席者とはは司教の陪席者であり、上記の司教代行首席判事にほかならない。なお“司教代行裁判所”とは、訳語というよりも当面の説明語である。本稿では、便宜的に“代行裁判所”と表記することもある。

b) “Among the functions of the bishop were his judicial duties, which may be divided into two groups. He had to correct and bring to repentance those who offended against the moral law; this was later called correction, *ex officio* or ‘office’ jurisdiction. There was also the quite separate duty to restore to amity those who were in dispute by determining which of them was in the right. This was later known as

‘instance’ jurisdiction as it was provoked by the parties themselves, *ad instantiam partium*. The distinction was, therefore, simisimilar to the separation, more familiar to us, of criminal and civil actions.” — Colin Morris, *op. cit.*, pp. 150f. 司教の役割には“裁判の義務”もあり、しかもそれは2群に分けられる。第1は“職権による裁判”であり、第2は“告訴による裁判”である。これは端的にいえば、刑事訴訟・民事訴訟の区分に対応する。モリスの解説の要点は、そのように理解される。

§ 2-5 靈的権限の代行者 — 属司教とその役割・経歴・地位

司教には、秘跡執行の義務がある。聖職者への品級の授与、聖堂の聖別および受洗者への堅信がそれである。秘跡の執行は司教身分に固有の義務で、司教総代理ではその代行が不可能である。従ってそれを代行させるには、属司教に依存せざるをえない。属司教は、すでに司教身分のものから選任される。属司教は、必要に応じて総代理から指名された。司教が恒常的に不在の管区では、属司教への依存が避けられない。司教が高齢や病身のばあいも同様である。

では属司教職を委嘱されるのは、どのような経歴の人物か。東方の司教座へ発令されながら、異教徒から着任を阻まれているものか。あるいはアイルランドに司教座をもちながら、現地資産の不足や現地の反感が原因でイングランドでの就職を強いられているものか。¹⁾ 従来はそのいずれかと推定されていたが、経歴が詳細に検証されて実態が判明した。彼らはしばしばその管区本来の居住者であって、亡命者ではなかった。多くは托鉢修道会から起用され、しかも大学卒業の神学修得者である。属司教が必要になれば、司教は現地の托鉢修道士から司教適任者を選んで教皇へ推薦する。教皇から名義上の司教座へ直任してもらうためである。

たとえばヘレファド司教スポファドは、ドミニコ修道会からマスタ=ジェフリ=ヘレファドを選んで推薦した。属司教としての雇用を意図したものである。^{2) a)} ダラム司教は、1407年にフランシスコ修道会のハートリプール修道院^{b)}からロバート=フォストンを起用した。まず聴罪司祭としての、しかも現地修道院からの起用である。次いで彼は1418年にアイル

ランドのエルフィン司教座へ直任され、1420年にはダラムの属司教に任命される。彼の任地不在は12年間に及び、恐らくそれが理由でエルフィンの司教座を剝奪される。しかしなおも普遍教会の司教として、無任所ながら司教身分に留まる。²⁾ 彼は聖職禄占有に関して教皇へ特別免除を請願し、その書面でダラム司教から支援の添え書きをえている。^{3) 4)}

マスタ=トマス=コーニシュ⁵⁾は聖ヨハネ騎士修道会に所属し、かつてオクスファードでオーリアル学寮の学友研究員であった。彼は1485年にエーゲ海のテノス島の司教座へ直任されるが、それ以前にバース=アンド=ウェルズ司教管区で聖職禄を取得していた。テノス司教への直任の直後に、現地バース=アンド=ウェルズの属司教に任命される。なお彼の属司教歴は同管区だけに留まらず、エクセタでも属司教であった。類例はほかにもある。^{4) 1)}

属司教の地位は、さほど高くない。そのことは、1437年のダラムの事例から明らかである。アニク修道院で、参事会が院長を選出した。⁶⁾ しかし新院長はダラム司教のもとへ出頭できず、直接に祝福を受けられないという。参事会は、司教のもとへ使者を送って釈明させた。道中の費用が高い上に、スコットランド人から襲撃される危険があるという。〈7頁〉参事会は現地アニクで司教の祝福を受けるべく、代理として属司教の派遣を要請した。司教はこれを受諾し、あわれな属司教を派遣して辺境の危険に挑戦させた。⁵⁾ 属司教については以上に留めて、司教管区の行政に戻る。

1) Thompson, *op. cit.*, 48-9.

2) *Registrum Thome Spofford* (Cant. & York Soc., 1919), 258.

3) *Reg. Langley*, I, no. 42, II, nos. 530-2, III, no. 884.

4) A. B. Emden, *A Biographical Register of the University of Oxford to A.D. 1500* (Oxford, 1957-9). *Q.v.* also for James Blakedon, David Cherbury, John Chiveley and William Egremont.

5) *Reg. Langley*, VI, no.1294.

a) Geoffrey Hereford, bishop of Kildare, Ireland, provided 1447, consecrated Apr. 1449 (suffragan in Hereford 1449), d. a. 1467. "To

Geoffrey, bishop of Kildare. Grant and indult (seeing that, after he had ruled the said church for about four years, his enemies expelled him therefrom and despoiled his thereof, and that, on account of their power, he cannot safely return, and does not intended to do so) to hold *in commendam* therewith any benefice (1452)” — *Calendar of Papal Letters*, X, 245.

b) Hartlepool, co. Durham, House of the Friars Minors.

c) bishop in the universal church (*i.e.* without a diocese, or after having resigned a see). “..... John, bishop [*in ecclesia universali*], formerly [bishop] of Elphin [Ireland] (1429)” — *Cal. Pap. Let.*, VIII, 94. これから知られるように、すでに司教座を離れて無任所の司教は“普遍教会の司教”と呼ばれる。特定の司教座ではなくて、普遍教会の中で司教身分に留まるということであろう。司教身分を失っていないので、新司教座への再任に当たってあらためて聖別を必要としない。

d) “To Robert [Foston], bishop in the universal church. Dispensation, at his own recent petition (containing that he, a Friar Minor, received provision of the see of Elphin having been deprived of the said church, he has remained a bishop in the universal church, and that he has no means to support the episcopal dignity), and at the petition also of Thomas, bishop of Durham (containing that the said said Robert has been wont to exercise pontifical offices for him in the city and diocese of Durham), to be able to be presented to any, even a secular benefice (1430)” — *Ibid.*, p. 175.

e) Thomas Cornish, O.S.J.Jer., bishop of Tenos, suffragan of Bath 1486-1513, Exeter 1487-1505.

f) John Sewale, bishop of Surroneſis 1405-26, suffragan of St David’s 1405, Winchester 1417-18, London 1417-23, Salisbury 1420-26; Thomas Merks, (formerly bishop of Carlisle 1397-99) bishop of Samastrenſis, suffragan of Winchester 1404-05, Canterbury 1406; John Greenlaw, O.F.M., bishop of Soltaniensſis, suffragan of Bath 1401-08, Exeter 1402, Salisbury 1409, York 1421, Lincoln 1422.

g) Alnewick, co. Northumberland, Premonstratensian Abbey.

§ 2-6 司教裁判権の代行者(2) — 受権判事・管財判事と地方主任司祭

イングランドの司教のもとには、ほかにも裁判権の代行者が置かれていた。いわば第2序列のしかも常任の判事がそれで、大半の司教は15世紀までにその代行者の配置を終えていた。権限は前出の司教総代理や司教代行首席判事に及ばず、広大な司教管区ではその一部にしか及ばない。^{a)} 彼らは“コミサリ”と呼ばれるが、それは16世紀以降のことである。以前には名称が一定せず、大半は“コミサリ=ジェネラル”か“セクウェストレイタ=ジェネラル”かのいずれかで、両者併用のばあいもあった。

セクウェストレイタとはいわば管財担当の判事で、司教・大司教のもとで恐らく13世紀中に出現していた。当初の任務は、司教の家政内に勤務して空席の聖職禄から収益を徴収することにあつた。たとえばヨーク大司教管区のある管財総判事は、1291年から93年まで大司教の“エスタータ”であつたという。その意味は空席の不動産の管理者であり、実態を的確に表現したものといえよう。¹⁾ この時期の管財判事は、死亡者の資産の没収業務を担当して。遺言がないばあいの没収である。しかし管財判事の権限は、14世紀を通じて遺言関係のほかの業務へも拡張される。遺言状を検認し、少額の所領については暫定的な管理権を認可する権限などがそれである。

コミサリとは、いわば受権による判事である。コミサリ=ジェネラルとは、15世紀の受権総判事の名称としてまさに最適である。何故か。職務権限は今や遺言関係だけに留まらず懲戒にまで及び、しかも懲戒は受権すなわち強制権限を委任されて品行不良者の発見・処罰にまで及んだからである。²⁾ ノーサムバランド州はグラム司教管区に含まれ、それ自体が司教補佐管区を構成する。グラム司教はそこに1名の受権判事を配属し、管財総判事を兼任させた。彼は1406年に関して、4か月間の巡回記録を残している。この期間中に同補佐管区内つまり同州内を6回にわたって巡回し、ニューカスル=アポン=ティンには2回の巡回を実施した。遺言状に関しては、検認手数料の徴収が29件に及ぶ。ウィリアム=リチャードソンという人物からは、12ペンスを徴収している。本人ならびにその占有地か

らの徴収である。^{b)} ほかに4件の罰金が記録され、内容の類似点からしていずれも不義・密通の罰金であろう。³⁾ それのみかグラム司教は、この受権判事をしばしば臨時の裁判にも起用している。司教は彼を代理人としてあらゆる審問に当たらせ、あるいは教会法上の強制権を行使させた。司教から見れば、彼は明らかにその任務に耐えられた。

ヨーク大司教やりチフィールド司教は、管財判事を行政の権限において地方主任司祭の上位においた。⁴⁾ デカーヌス=ルーラーリスつまり地方主任司祭は、司教管区の行政において第3序列を構成する。⁵⁾ 司教が重要な任務を上位の代行者つまり管財判事へ委任したので、主任司祭の役割はなるほど低下した。〈8頁〉しかし主任司祭は引き続き多くの日常業務を委ねられ、恐らくは主任管区の伝統的な聖職者集会^{d)}を開催し主宰した。⁵⁾

1) *Register of John le Romeyn* (Surtees Soc., 1913-17), I, nos. 337, 347, 854.

2) C. Morris, 'The Commissary of the Bishop in the Diocese of Lincoln', *Journal of Eccles. Hist.*, 10 (1959), 50-63; R. M. Haines, *The Administration of the Diocese of Worcester in the First Half of the Fourteenth Century* (Church Historical Soc., 1965), 114-24.

3) Durham Dean and Chapter: Cartulary III, fo. 354. ほかに P.R.O.E. 101/513/6 がある。これははロンドン司教の受権総判事の記録で、1432年から34年までのエシクス州に関して同様の事例を記述している。

4) *Register of Thomas Corbridge* (Surtees Soc., 1925-8), I, 99-101; *Second Register of Bp. Robert de Stretton* (Wm. Salt Arch. Soc., 1905), 3-4.

5) Haines, *op. cit.*, 62-74 (esp. 67-71); R. W. Dunning, 'Rural Deans in England in the Fifteenth Century', *Bull. Inst. Hist. Research*, XL, (1967), 207-13.

a) たとえばグラム司教管区は、グラム州・ノーサムバランド州の2州を含んでいる。それぞれに司教補佐が配属され、それぞれが司教補佐管区を形成する。第1序列の判事が司教管区全体を管轄するのに対して、第2序列の判事の権限は両補佐管区のいずれか一方だけに限定されている。

b) 原文は“(receiving) 12d. from one William Richardson *et illa quem tenet*”である。最後は“*et illa [terra] quam tenet*”と読むべきか。

c) decanus ruralis: rural dean. イングランド王国は、教会の統治機構において大司教管区→司教管区→司教補佐管区→地方主任司祭管区→聖堂区と順次細分される。地方主任司祭は、司教管区において第3序列にあった。

d) “their traditional chapters of clergy”

§ 2-7 司教補佐職 (1) — 司教家政からの離脱

管財総判事・受権総判事の役割が強化されたことで、司教補佐の旧来の地位がある程度まで脅かされた。“オクルス=エписコピー”すなわち“司教の眼”という表現がある。中世も早い時期には、司教補佐がまさにそれであった。しかし14世紀・15世紀には、むしろ管財総判事こそがそれにふさわしかろう。司教補佐職は、中世後期の司教管区行政において少なからず時代遅れになる。

司教補佐は、もともと司教家政の役人であった。しかし司教管区内に固有の管轄領域をもち、その管区について独自の裁判管轄権を確保していた。司教に次いでいわば第2序列の裁判権である。司教補佐職はすでに聖職禄として定着し、その占有者は各種の特権や収益を容認されていた。司教補佐職の占有者は、ある種の自由な占有権を保障されていた。通例としては、司教ですらその占有権を剥奪しえない。そのみか司教は、補佐人事の裁量権を失うこともあった。空席の聖職禄に関して、国王が後任者の指名権を取得したばあいのことである。ダラム司教はダラム州を世俗の特権領域として占有し、伯相当の権限を帯びていた。同司教は、大半の聖職禄について自由な処分権を留保した。司教の俗的権限に付随するものとしての処分権である。^{a)} しかしそのダラム司教管区ですら、ダラム司教補佐職だけは例外であった。国王は司教に対抗して、同司教補佐の指名権を主張しえたからである。^{b)}

国王の直属聖職者^{b)}のうちでも富裕なものは、聖職禄の一つとして司教補佐職を占有することが少なくない。司教補佐職とは、彼らにとって収入の源泉に過ぎない。彼らは補佐管区の巡察を代行者に委任し、巡察先からの給付を即金で徴収させる。徴収の委任には教皇からの認可が必要で、そ

の認可の記録は教皇令状簿で莫大な件数にのぼる。国王の大法官トマス=ラングリー¹⁾は、ノーファクの司教補佐職を占有した。しかし要職にありながら、同補佐管区を2度にわたって巡察した。いずれも本人の巡察であり、その点では例外に属する。マスタ=ジョン=ホヴィンガムは、ローマ法・教会法の両法の博士である。外交官としての顕職を終えて、ダラムの司教補佐職を取得した。⁴⁾ 司教からまれに判事職を授権されているが、晩年を現地で過ごしている。²⁾

1) *Reg. Langley*, II, nos. 537-40; cf. III, nos. 657, 659.

2) R. L. Storey, *Thomas Langley and the Bishopric of Durham* (Church Hist. Soc., 1961), 16-17, 20, 178.

a) § 2 - 2 訳注 a) 参照。

b) clericus regis: king's clerk.

c) Thomas Langley, chancellor of England 1405-07, archdeacon of Norfolk 1399-1406.

d) "[Ratification of the estate for] the king's clerk John Hovingham [Hovingham], archdeacon of Durham and parson of the church of Waldegrave, in the diocese of Lincoln. (1414)" — *Calendar of Patent Rolls*, 1413-16, p. 185.

§ 2 - 8 司教補佐職 (2) — 司教補佐の代行判事

司教補佐職の多くは、なるほど国王直属の聖職者に配分された。彼らは、現地入りをせずに終わりがねない。しかしその一方で、司教自身も多数の補佐職について人事権を留保した。恐らくは、補佐職の過半数がそれに該当する。ヨーク大司教はりチマンド司教補佐職の人事権を留保し、それを甥の給養財源に充てた。^{a)} ウェルズ司教補佐マスタ=トマス=バビズは、バース=アンド=ウェルズ司教バビズの近親者である。^{b)} 司教補佐トマスは、同司教の死亡後25年を経て死亡する。トマス自身は死亡に先だって、後任の司教ベキントン^{c)}から同補佐職に関する管理権の第三者委託を勧告されていた。ベキントンはすでに補助管理者を指名しており、その管理者への委託の勧告である。¹⁾

〈9 頁〉司教補佐職は、近親者にもまして司教管区の幹部官僚へ与えられた。しかし彼らが管区行政の勤務を継続すれば、一方の司教補佐職に関しては勤務遂行が困難になる。従って常時不在の司教補佐と同様に、司教管区の官僚もまた代行判事に依存せざるをえない。マスタ=ジョン=バロウ^{d)}は、両法の学士である。彼は 1423 年に司教からヘレファド管轄の司教補佐に任命されるが、その時点において同じヘレファド管轄の受権総判事であった。そこで司教補佐職に関しては、ウィリアム=ストウを代行判事として雇用した。ウィリアムはすでに先任司教補佐^{e)}の代行判事であり、またサラブ司教補佐^{f)}の代行判事でもあった。²⁾

司教補佐の代行判事は、激務に耐えざるをえない。まず日常業務としては司教補佐の裁判所で職務を代行し、また管区内の各聖堂区を巡回して規律を監視する。ほかに司教からの臨時の授権もあり、しかもその頻度が高い。たとえば聖職取得者のために就任式を代行し、また各種事件の事実関係の審問を担当する。

ある代行判事は、その地位についてかなりの自負心をもっていた。ノーサムバランド司教補佐の代行判事がそれである。彼はある小礼拝堂のパトロン権に関して、管区内のニューカスル=アポン=タインで審問を実施した。司教宛の報告書によれば、現地住民が“巨大な群集となって‘われわれ’の前に、また当局側として‘われわれ’に陪席すべき法律家の前に”出頭したという。^{g)} 自称には威厳の複数形が用いられ、荘重な格調は司教の記録係にも匹敵する。³⁾

司教補佐裁判所に関する残存記録は大半が 15 世紀最終四半期以降のもので、それ以前のものも僅少に留まる。カンタベリ補佐管区の記録^{h)}によれば、カンタベリの市中では司教補佐の裁判所が 2 週間に 1 回の頻度で開廷されている。しかし夏やクリスマスの休暇中には開廷されず、また年間 14 回の管区内巡回期間にも同様である。リンカン司教管区内の各補佐管区ⁱ⁾では、個別に“アークタ”が作成されている。許認可事項の記録がそれである。その記録によれば、司教補佐の裁判所が多く場所で頻繁に開かれていた。司教補佐の代行判事は恐らく旅行の熟練者であり、彼らの旅

行は路上で馴染みの風景であった。⁴⁾

1) *Register of Thomas Bekynton* (Som. Rec. Soc., 1934-35), I, no. 323.

2) *Reg. Spofford*, 10, 39, 54, 69, 352.

3) *Reg. Langley*, II, no. 362. “in multitudine copiosa coram nobis aliisque jurisperitis nobis in hac parte assidentibus.”

4) Woodcock, *op. cit.*, 34-35; M. Bowker, ‘Some Archdeacon’s Court Books’, *Study of Medieval Records*, 286-89.

a) 次の事例のすべて、あるいは幾つかがそれであろう。

[Archbishop of York]	[Archdeacon of Richmund]
Richard le Scrope 1398-1405	Stephen Scrope 1400-01, again 02-18
Henry Bowet 1407-23	Henry Bowet 1418-42
John Kempe 1425-52	Thomas Kempe 1442-50
William Booth 1452-64	Laurence Booth 1454-57
	John Booth 1459-65

b) Nicholas Bubwith, bishop of Bath and Wells 1407-24, Thomas Bubwith, archdeacon of Wells 1419-49.

c) Thomas Bekynton, bishop of Bath and Wells 1443-65.

d) John Barowe [Berewe], archdeacon of Hereford 1424-46.

e) John Hereford, archdeacon of Hereford 1417-24.

f) John Howbell, archdeacon of Salop 1402-25.

g) “in multitudine copiosa coram nobis aliisque jurisperitis nobis in hac parte assidentibus.”

h) “The pre-Reformation Instance Act books of the Archdeacon’s Court survive only from 1476.” — Woodcock, *op. cit.*, p. 34. カンタベリ司教補佐ですら、この状況である。

i) Bedford, Buckingham, Huntingdon, Leicester, Lincoln, Northampton, Oxford, および Stow の 8 補佐管区

.....

第3節 幹部官僚の人事——栄達の条件

§ 3-1 幹部官僚の人事——バース=アンド=ウェルズ司教管区 (1)

司教管区における幹部官僚は、どのように登用されたか。その登用の経過を数世代にわたって追跡すれば、有益な知見がえられる。しかもバース=アンド=ウェルズ司教管区では、その追跡が容易である。15世紀の司教全員に関して、すでに記録簿が刊行されているからである。

司教ヘンリ=バウエトの在任期間（1401-07年）について、幹部官僚を列挙しよう。司教総代理は、マスタ=リチャード=ピッツである。司教代行の首席判事は、教会法の学士マスタ=リチャード=ドレイトンである。受権総判事は、教会法・ローマ法の両法の学士マスタ=ジョン=ピードウェルであった。¹⁾ バウエトはヨーク大司教への転出に当たって総代理ピッツを同行し、1408年4月4日に彼をヨーク大司教の総代理に任命した。²⁾

バース=アンド=ウェルズでは、その翌日に新司教ニコラス=バビズ（1407-25年）が後任の総代理・首席判事を任命した。〈10頁〉マスタ=リチャード=ブルトンの兼任である。リチャードは、ウェルズ司教座参事会の文書主管であった。受権総判事には、両法の学士マスタ=トマス=バートンが任命された。これら一連の任命は、バビズが新司教として俗的権限^{a)}の占有を認可されてから4日後のことである。³⁾

ジョン=ストースウェイトは、前司教バウエトの記録係であった。⁴⁾ 彼はバース=アンド=ウェルズ司教管区に残留し、そこで聖職禄を取得していた。^{b)} 1410年に新司教バビズから2年間の遊学を許可され、1413年までに教会法・ローマ法の学士として同司教のもとへ復帰する。司教は同年11月に、彼を受権総判事に任命した。また1414年には、首席判事の不在期間についてその職務を代行させる。彼は1417年にウェルズ司教座の参事会員に、^{c)} また1419年には聖歌隊の副主管に、さらに1422年には首席判事に任命された。⁵⁾ 彼は受権総判事・管財総判事を兼任していたが、これらは後にマスタ=ウィリアム=ブレットが継承する。ウィリアムは公証人の

資格をもち、1412年から司教代行裁判所の記録係であり証人審査の責任者でもあった。⁶⁾

両法の学士マスタ=トマス=スティーヴンズは、これら一連の異動以前に4年間⁴⁾にわたって首席判事と司教付の文書主管⁵⁾との双方を兼任していた。⁷⁾ 司教付の文書主管は司教の身边に勤務し、首席判事は司教管区に勤務する。双方の兼任は、バビズが高齢で管区へ引退したことによって可能であった。

1) *Regg. Giffard and Bowett*, 26, 30, 32, 74.

2) Thompson, *op. cit.*, 189.

3) *Reg. Bubwith*, I, nos. 72-75.

4) *Regg. Giffard and Bowett*, 59, 70.

5) *Reg. Bubwith*, I, nos. 44, 452, 456, 512, 708, and II, 886, 1137.

6) *Ibid.*, I, no. 339, II, 1132.

7) *Ibid.*, II, nos. 809, 824, 946.

a) Nicholas Bubwith, *Trans. from Salisbury* 7 Oct. 1407. *Temps.* 2 Dec. *Spir.* 1 Apr. 1408. (John le Neve, *Fasti Ecclesiae Anglicanae 1300-1541*, VIII, 2.) 正しくは靈的権限か。

b) “Ratification of the estate which John Storthwhayt [Storthwaite] has as parson of Corymalet [Curry Mallet], in the diocese of Bath and Wells.” — *Cal. Pat. Rolls, 1405-08*, p. 205.

c) Prebendary of Combe Nona, 1417-20. (*Fasti*, VIII, 31).

d) 1422年からは上記の通り、ストースウェイトが首席判事になる。しかしトマス自身は、1420年に死亡している。(*Fasti*, VIII, 55.)

e) トマスは“司教付きの文書主管”であって、前出のリチャード=ブルートンは“司教座参事会の文書主管”である。文書主管については、両者の弁別が必要である。§ 2-3 訳注 a) 参照。

§ 3-2 幹部官僚の人事 — バース=アンド=ウェルズ司教管区 (2)

バビズの死後、ジョン=スタファド (1425-43年) がバース=アンド=ウェルズ司教に直任された。前任者2名と同様に、彼も昇進の時点で国王の長官職にあった。^{a)} 司教として最初の仕事といえば司教総代理の任命も

それで、両法の学士マスタ=ジョン=ハウディを起用した。彼はウェルズ司教座参事会での常勤が長く、しかも現職の聖歌隊主管である。^{b)} また前司教バビズのもとでは、しばしば受権判事の経歴もある。¹⁾

司教代行の首席判事には、前出のジョン=ストースウェイトが委嘱を更新されて留任した。しかし受権総判事では、上記のブレッドのほかに両法の学士マスタ=ジョン=バーナドが知られる。²⁾ バーナドは1409年から同司教管区内で聖職禄を取得し、また数年間のオクスファード遊学を許可されていた。³⁾ 受権総判事職は、1436年に両法の免許状取得者マスタ=ジョン=スティーヴンズがそれを継承する。さらに1441年には、後任に両法の学士マスタ=ウィリアム=フルファドが充てられた。⁴⁾

司教スタッフは不在が長期間に及び、やがてカンタベリの大司教座へ転出する。しかし司教が転出しても、現地には恐らく人事の変動がなかった。何故か。〈11頁〉後任司教トマス=ベキントン（1443-65年）もヘンリ6世のもとで長官職にあり、⁵⁾ バース=アンド=ウェルズ司教へ直任されるまでほかに司教の前歴がない。従って新司教には、管区行政を従前の顔触れに委ねることに異存がなかったからである。

ジョン=ストースウェイトは、司教座の空席中にスピーリトゥアリーリターテスの管理を委任された。司教の霊的権限に固有の収益の管理がそれである。新司教からは司教代行の首席判事を委嘱された。3度目の委嘱である。

ウィリアム=フルファドも、受権総判事の委嘱を更新された。またジョン=バーナドはすでに引退していたが、司教総代理として再起用された。⁵⁾

ストースウェイトは、3度目の委嘱の時点でウェルズの司教座参事会付の文書主管であった。⁴⁾ 首席判事として23年間の勤務を終えて1445年に引退した。その後1451年には、ウェルズ司教座聖堂内に小礼拝堂の私設を認められ翌年に死亡した。⁶⁾

1) *Ibid.*, I, nos. 79,218,508; Reg. Stafford, I, no. 1.

2) *Ibid.*, I, nos. 3,36.

3) これらの詳細や、ほかの人物の経歴で典拠を明記していないものは、エムデン博士の *Biographical Register of Oxford* を典拠としている。また本稿においては、家族名の綴りも同書に準拠している。

4) *Reg. Stafford*, II, nos. 600, 856.

5) *Reg. Bekynton*, I, nos. 1-4.

6) *Ibid.*, I, nos. 167, 614, 670.

a) John Stafford, keeper of the privy seal 1421-22, treasurer 1422-26, chancellor 1432-50.

b) John Hody, prebendary of Combe Quinta 1408-17, preb. of Compton Bishop 1417-40; precentor of Wells (1410-26), chancellor of Wells 1426-40.

c) John Beckington, secretary 1437-43, keeper of the privy seal 1443-44, archdeacon of Buckingham 1424-43.

d) John Storthwayt, chancellor of Wells 1440-52.

§ 3-3 幹部官僚の人事 — バース=アンド=ウェルズ司教管区 (3)

ジョン=バーナドは、後に司教代行の首席判事に任命された。ストースウェイトの後任である。受権総判事には、同じ日に両法の学士マスタ=ジョン=ストウクスが任命された。フルファドの後任である。フルファドは解任以後もウェルズ司教座聖堂の構内に居住していたが、1457年にはバーナドの同僚として再起用される。司教総代理としての復帰である。ストウクスは、受権総判事に次いで司教代行裁判所の首席判事代行^{a)}に任命された。¹⁾

両法の博士マスタ=ヒュー=シュガは1454年から司教付の文書主管であり、1458年には首席判事に任命された。²⁾ 文書主管と首席判事との兼任は、上記の通り40年前のトマス=スティーヴンズに先例がある。いずれの兼任も、司教の高齢による現地引退の結果として可能になった。シュガは司教ベキントンの死亡後に、霊的権限の管理を委任された。彼はまた1489年の死亡まで、司教総代理として新司教ロバート=スティリングトン(1466-91年)のもとに勤務する。³⁾

新司教ロバートは、もともと現地バース=アンド=ウェルズと無縁ではなかった。彼はかつてベキントンの司教付文書主管であり、上記シュガの前

任者であった。⁴⁾ 新司教も、やはり国王のもとで長官職にあった。⁵⁾ また彼はほかに司教の前歴をもたず、その就任は現地の行政機構に人事の変動をもたらしことがなかった。しかしその状況も、後任司教の登場とともに一変する。

後任司教は、リチャード=フォクス（1491-93年）である。彼にはエクセタ司教の前歴があり、またバース=アンド=ウェルズの司教座はグラム司教への栄達途上の踏み石に過ぎない。主要な部下として、次の3名をあげておこう。

Master Richard Nykke (Nix) 両法博士，司教代行首席判事・司教
総代理

Master Richard Docheson 両法学士，受権総判事

Master Robert Dyker 司教代行裁判所記録係^{5) c)}

彼らは前司教のもとで勤務歴をもたず、いずれも新司教によって登用されている。しかもフォクスはバース=アンド=ウェルズからの転出に当たってニクスとダイカとを同行し、グラムで同様の地位を与えた。

1) *Ibid.*, I, nos. 167-68, 237, 1065.

2) *Ibid.*, I, nos. 882, 1157.

3) *Registers of Robert Stillington and Richard Fox* (Som. Rec. Soc., 1937), xxi, nos. 673,936,941.

4) *Reg. Bekynton*, I, nos. 75,119,137,367,549.

5) *Regg. Stillington and Fox*, nos. 1000,1013,1131.

a) president of the consistory court. 次の段落の末尾における“首席判事代行”もそれである。これを“代行”と判断した根拠は、まさに“首席判事の欠席を想定”していることにある。

b) Robert Stillington, keeper of the privy seal 1460-67, chancellor 1467-70, 71-73.

c) 原文では、文章として書かれている。

§ 3 - 4 幹部官僚への配慮 — バース=アンド=ウェルズ司教管区

司教が死亡すれば、後任司教の人事がある。後任の司教は司教職への初

任者であるか、あるいはほかの司教座からの転入者であるか。その人事は、残された部下にとって恐らく多大の関心事であった。仮に転入者であれば前任地から相当数の部下を連れてきて、前司教の部下を排除しかねない。〈12頁〉排除されたものは、別に職を探すことになるろう。しかし大半は同じ管区内に残留し、その一部は役職に復帰した。彼らは最悪のばあいでも、既得の聖職禄によって生計の維持が可能であった。

国王や有力諸侯は、配下の聖職者のためになるほど聖職禄の配分を要求した。しかし司教は、なおも部下のために広範な給養財源を留保していた。バース=アンド=ウェルズの幹部官僚は、全員がウェルズ司教座の参事会で何らかの聖職禄を取得した。仮に要職でなくとも、一般の参事会員として聖職禄を取得した。^{a)} ほかに彼らは通例として、少なくとも聖堂区の司祭職1件を追加して受給している。要するに幹部官僚ともなれば、仮に役職の俸給や副収入を失っても安楽な余生を送りえた。

バース=アンド=ウェルズ司教管区の幹部官僚は、上記フォクスの転入まで80年以上にわたって転入による攪乱を経験していない。少数の聖職者が歴代の司教に連続して勤務し、上昇の軌跡を残した。比較的低い地位から職階の頂上までの上昇である。

歴代司教もまた、最高位の部下に相応の配慮を示している。高齢によって完全な勤務に耐えなくとも、役職への留任を認めた。また高齢の首席判事の欠席を想定して、受権総判事を司教代行裁判所の首席判事代行に指名している。

a) prebends [praebendae], if not dignities [dignitates]. プラエベンダとは、参事会員の身分に固有の聖職禄である。またこの文脈でディーグニタースとは、参事会の要職すなわち聖歌隊主管・文書主管・財務主管である。要するに要職参事会員か一般参事会員かは別として、参事会員であることに変わりがない。

§ 3 - 5 幹部官僚への配慮 (2) — 雇用の安定性と行政の継続性

バース=アンド=ウェルズ司教管区では、行政幹部が歴代司教に連続して

勤務している。しかし同管区の事例は、必ずしも特異ではない。グラム司教管区では、司教トマス=ラングリが前司教の部下を連続して雇用している。¹⁾ 同様にほかのいずれの管区でも、行政幹部の連続雇用の事例が見られる。連続雇用者の存在は、恒常的で安定的なまさに後世の公務員制度を連想させる。仮に中央の政変で司教が交替しようとも、現地の顔触れにはほとんど変化がない。

連続雇用者はもともと現地居住者で、司教のファミリアとは無縁であった。従って司教の交替による影響は希で、地位の安泰は日常業務への不断の専念によって確保された。役職についてはなるほど自由な占有権を保障されず、占有期間はもっぱら雇用主の裁量によった。しかし雇用の実態は、顕著に安定していた。その結果として、彼らは管区の行政に継続性をもたらしている。

連続雇用者の存在は、別の面でも管区機構全体の運営にとって有益であった。幹部官僚のうちには、下級の裁判機構で勤務経歴をもつものが少なくない。たとえば前出のマスタ=ジョン=ハウディがそれである。彼は1425年に司教スタファドの総代理に起用されるが、トーントン司教補佐のもとで代行判事²⁾の前歴をもつ。

幹部官僚のうちには司教以外にも主人をもち、両者のもとに同時に勤務するものがある。ローマ法の学士マスタ=ジェームズ=カーズリは1418年からコーンワルでエクセタ司教の代行判事を務め、1421年にはエクセタ司教座参事会の裁判管轄領域で代行判事職³⁾にあった。教会法の博士マスタ=ロバート=ドブズは、1422年にヨークの大司教の代行首席判事・司教総代理に任命される。また同年にリチマンド司教補佐管区において、司教補佐の総代理であった。同補佐管区は、ヨーク大司教の直轄司教管区で最大の特権領域である。⁴⁾ <13頁> 両法の学士マスタ=ジョン=ダイアは1489年の時点でバース=アンド=ウェルズ司教の受権総判事であり、同時にウェルズ司教補佐の代行判事でもあった。

彼らのうちのあるものは、司教からの雇用を機会に下級の役職を辞任した。またあるものは、それ以後も兼職を続けた。いずれにせよ彼らの以前

の経験は、新しい就職のための訓練実績として評価された。また異種類の裁判権の間には摩擦の発生の可能性があり、彼らの経験はその未然防止を可能にするものとして有益であった。

1) *Reg. Langley*, I, xii.

a) archdeacon of Taunton's official. バース=アンド=ウェルズ司教管区には、ウェルズ・バースおよびトーンントンの3名の司教補佐がおかれた。彼らはそれぞれの補佐管区を裁判管轄領域として、裁判を部下の代行判事に担当させた。

b) jurisdiction of the dean and chapter of Exeter. まず“参事会長と参事会”とは、法人としての参事会を意味する。参事会の裁判管轄領域とは参事会の法人資産つまり共有の所領で、司教の裁判管轄権から免属の特権領域であろう。

c) archdeaconry of Richmond. ヨーク大司教の直轄司教管区には、クリーヴランド・東ライディング・ノティンガム・リチマンドおよびヨークの5名の司教補佐がおかれた。そのうちでリチマンド補佐管区、著者によれば“同司教管区で最大の特権領域”であった。

§ 3-6 幹部官僚への栄達 —— 学歴と実務経験

教会行政における幹部官僚としての栄達は、高額収入につながる。その高額収入は、大学卒業の青年にとって法律の学位取得の強い動機になった。最低の資格要件は、両法すなわち教会法・ローマ法の学士の称号である。

オクスファードでは、神学部が在俗聖職者よりも修道会聖職者の人気を集めた。在俗の神学者にも、少数ながら行政分野の成功者がいる。トマス=ヘンディマンはエクセタ司教座で参事会の文書主管であり、司教エドモンド=レイシの総代理であった。司教自身も神学の博士である。ジョン=ハントマンは、ドラム司教の総代理であった。またジョン=ホーンリは、ロチェスタ司教の代行首席判事であった。しかしこのような成功者は、むしろ例外である。また在俗神学者中の少数は大学へ残留し、あるいは司牧者の天職を志向した。司牧志向は、法律の専攻者以上に顕著である。

司教管区の幹部官僚には、行政官・裁判官の両面があった。しかも行政官の職務も教会裁判官の地位も、教会法について習熟を要求する。彼らにとって大学卒業直後の職歴は、しかるべき霊的裁判所つまり教会裁判所での開業であった。¹⁾ カンタベリには司教代行裁判所や司教補佐裁判所があり、15 世紀前半には通例 3 名か 4 名の訴訟代理人が開業していた。有能な法律家であれば、いずれはこれらの裁判所へ登用され、受権総判事か司教補佐の代行判事として裁判を主宰する。また司教補佐の代行判事になれば、仮にその後の昇進がなくとも 1 件か 2 件の聖職禄に恵まれる。

有能な法律家は、しばしば学者でもあった。マスタ=サイモン=ホグズは、オール=ソウルズ学寮に在籍した。またマスタ=クレメント=ハーディングはニュー=コレヂに在籍し、いずれもオクスファドの学友研究員である。²⁾ マスタ=トマス=ヘアは、教会法の博士である。ミドルセクス司教補佐のもとに代行判事として勤務し、後にはノリヂで司教付の文書主管になる。代行判事時代には、彼もオール=ソウルズの学友研究員であった。

マスタ=ウィリアム=ドンカスタは、両法の学士である。当初の経歴では、まずグラム司教代行裁判所で弁護士・公証人を開業していたことが知られる。その裁判所で彼は、グラム司教座の修道参事会長および参事会から雇用された。法人としての修道参事会からの雇用である。^{a)} 次に同司教管区において、グラム・ノーサムバランドの両司教補佐からそれぞれ代行判事を委任される。さらに司教からは管財総判事職を、参事会長からはその免属裁判領域に関して代行判事を委任された。^{b)} 最後にやはり同司教のもとで、首席判事にまで昇進する。

〈14 頁〉 就業の機会には司教や司教補佐のもとで、また各種の免属裁判領域でも少なくない。しかし大学卒業の法律家は多数にのぼり、とりわけオクスファドに新設の両学寮の出身者が高率を占めた。オール=ソウルズ学寮やニュー=コレヂの出身者がそれである。従って競争が激烈で、有資格者の全員に栄達が約束されるはずもなかった。司教ベキントンは、1446 年にバース=アンド=ウェルズ司教管区の聴罪司祭を指名した。指名されたのは常勤官僚のほか、教養学科修了の聖職禄既得者が 10 名、両法の学士

が7名であった。指名の対象者全員中では在俗の神学者が意外に少数で、わずか2名に過ぎない。^{3) c)}

1) マスタ=ロバート=オリヴァは、自称によれば16歳ですでにヨークの司教代行裁判所の弁護士であった。業務開始の早さにおいて例外であろう。“To Robert Oliver, of Ragenhill, clerk, of the diocese of York, I.U.B. [juris utriusque baccalarius: bachelor of both laws] Indult for him, who is in or about his seventeenth year, and is an advocate of the court of York, to choose a confessor (1428)” — *Cal. Papal Letters*, VII, 544.

2) Woodcock, *op. cit.*, 41,113-23.

3) *Reg. Bekynton*, I, no. 185.

a) the prior and convent. “修道参事会長と(修道)参事会”とは、法人としての修道参事会を意味する。前出のエクセタ司教座では、在俗聖職者の参事会が置かれている。Cf. “the dean and chapter.”

b) the prior's peculiar jurisdiction. 法人としての修道参事会とは別に、参事会長自身もまた免属の特権領域をもっていたということであろう。またウィリアムは、参事会の代理判事と参事会長の代理判事と双方を歴任したことになる。

c) 神学の専攻者が少ないのは、聴罪司祭の職務が信仰に直結することに起因するものか。

§ 3-7 幹部官僚への栄達(2)——教会法博士の名声

司教管区の幹部官僚のうちには、少数ながら広範な名声をえたものがある。彼らはいずれも教会法の博士の称号をもち、別な管区の司教からも要請されて勤務の機会をえた。マスタ=トマス=ギルバートは、教会法の博士である。彼は1482年にリンカン司教からの要請で、受権判事としてオクスフォード司教補佐管区を担当した。ニュー=コレヂに学友研究員として在籍中のことである。その11年後には、エクセタ司教のもとで総代理に就任する。さらに1496年から1503年まで、つまりその死亡までバース=アンドン=ウェルズで司教付文書主管と司教総代理とを兼任した。

マスタ=デイヴィド=アプ=リースも、教会法の博士である。リンカンの司教総代理から、1418年にはカンタベリの裁判所で弁護士になる。1422

年・1425年にはロンドンで司教総代理を務め、その数年後にはバース=アンド=ウェルズでも司教総代理になる。また1436年には受権総判事としてロンドンへ復帰し、後には同司教のもとで代行首席判事・司教総代理になった。移転先では常に司教からの評価が高く、各種の聖職禄を贈与された。複数聖職禄の兼任者として、当代屈指の一人である。^{a)}

マスタ=ウィリアム=フェルタも、教会法の博士である。バース=アンド=ウェルズ司教バビズのもとで司教付文書主管であったが、それも同司教の死亡まで数年間に過ぎない。しかし司教の死亡の翌年から彼自身の死亡まで、すなわち1426年から1451年までカンタベリ大司教ケンプに雇用され、大司教付文書主管を務めた。各種の聖職禄を占有しており、収益で最高のものはヨーク大司教座の参事会長職である。

マスタ=ジョン=ノートンも教会法の博士であり、1404年からニュー=コレヂの学友研究員であった。1421年には同学寮を去って、カンタベリ大司教のアーチ裁判所^{b)}で開業した。聖職禄の取得は1420年にソールズベリ司教管区で始まり、1433年にはその司教総代理に任命された。司教ネヴィルがダラムへ転出する際には、司教付文書主管として同行させられる。ノートンは1439年にオクスフォード大学の総長職にあり、翌年にはヨーク大司教のもとで総代理になった。聖職禄の集積はヨークにおいて1462年まで、すなわちほぼその歿年まで続いている。

a) David (Dafydd) ap Rees (Rhys, Pryce), prebendary of Clifton in Lincoln (1414-?), preb. of Holbourn in London 1423-38, archdeacon of Chester in Coventry and Lichfield 1423-25, preb. of Flixton in Coventry and Lichfield 1425, chancellor of St Davids ?-1426, cursal preb. of St Davids 1426-31, preb. of Mathry in St Davids 1431-38, preb. of Ashill in Bath and Wells 1433-34, preb. of St Decumans in Bath and Wells ?-1433, 1433-37. — *Fasti*, XII, 116.

b) Court of Arches: the consistory court of the province of Canterbury which formerly met in Bow Church (S. Maria de Arcubus, Cheapside, London). Originally it was presided over by the archbishop's official-

principal, but later the office was combined with that of the Dean of Arches (the judge of the archbishop's court of peculiars which sat in the same church) under the second title. — *The Oxford Dictionary of the Christian Church*.

§ 3-8 聖職禄交換の功罪 —— 人材の転属・交流

聖職禄の交換という慣行があり、この時期にはしばしば悪用されている。¹⁾ しかしこの慣行は、官僚を他の司教管区へ転属させるために利用されることもあった。教会法の学士マスタ=ジョン=ヘイワスは、1421年にまずコヴェントリ=アンド=リチフィールド司教ウィリアム=ヘイワスのもとで総代理に任命された。〈15頁〉聖職禄のとしては、1422年にコヴェントリの司教補佐職を取得する。彼はそれを1433年まで、すなわちリチフィールドの財務主管へ転属されるまで占有した。^{a)} その後に彼は、恐らく同司教のもとの勤務に倦怠を感じ始めた。

他方ダラムには、コヴェントリ=アンド=リチフィールド司教管区の出身者がいて転出を希望していた。教会法の博士マスタ=ジョージ=ラドクリフがそれである。彼はダラム州セヂフィールド聖堂区の司祭職にあり、現地で1430年に強盗の被害を受けている。また現地では、有力家門の当主との係争を経験していた。ラドクリフはすでに1424年・25年に、ダラム司教補佐管区担当の管財総判事を経験している。また司教ラングリの管区行政における相談役の一員であり、定期的に聴罪司祭を委嘱されている。司教の“アークタ”つまり許認可令状には、署名人として登場することが多い。しかし彼自身は、不満を感じていたに相違ない。ダラムの行政機関には、彼ほどの人材に相応な役職が残っていないという不満である。有能な人材が過剰であった。

交換の協定は、1436年に成立した。まずヘイワドは、セヂフィールド司祭職のほかにダラムで聖職禄1件を取得した。一方のラドクリフは、リチフィールド司教座の財務主管職のほかにコヴェントリ聖マイケル聖堂区の司祭代行者職を取得した。²⁾ 彼はコヴェントリ=アンド=リチフィールド

の行政において野心を実現し、司教総代理として生涯を終えた。³⁾

ダラムでは司教ラングリもまた、マスタ=ジョン=ハントマンの獲得のために交換方式を利用した。ハントマンはオクスファドの著名な神学者であり、ウィクリフの同調者として嫌疑をもたれたことがある。彼はリンカン司教管区で複数の聖職禄を占有しており、その件数から行政官としての成功がうかがわれる。彼はダラムでも聖職禄を占有していたが、1411年まではおそらく現地不在であった。同年に彼はバートン=バイ=リンカンの聖堂区司祭職を放棄し、ダラム司教管区で新規にウィンストン聖堂区司祭職を取得する。この交換から1か月後に彼は2件の聴罪司祭を委嘱され、また1414年には司教総代理に就任した。⁴⁾

1) R. L. Storey, 'Ecclesiastical Causes in Chancery', Study of *Medieval Records*, 245-53.

2) *Reg. Langley*, VI, p. 126; P.R.O. Palatine of Durham: Chancery Enrolments, no.37, m. 5d.

3) D. Jones, *The Church in Chester 1300-1540* (Chetham Soc., 1957), 152.

4) *Reg. Langley*, I, no. 153, II, nos. 237, 242-23, 337.

a) John Heyworth, B.Cn.L., prebendary of Welton Ryval in Lincoln 1421-26, preb. of Dernford 1423-31, preb. of Eccleshall 1331, archdeacon of Coventry 1422-33, treasurer of Lichfield 1433-35. — *Fasti*, XII, 133.

§ 3 - 9 司教・大司教への昇進 (1) —— 国王への勤務その他

豊かな聖職禄に恵まれて生涯を終えられるという予想は、若い教会法学徒ヘンリ=チチェリにとってなるほど大きな刺激であった。しかし彼にとっては、野心を聖職禄の複数兼任という平凡な成果だけに限定する必要がなかった。カンタベリ大司教チチェリの経歴は、アーチ裁判所での弁護士から始まっている。しかし彼はそれ以外に外交分野での敏腕によって国王へ貢献し、その後の昇進は国王の恩恵に助けられた。

マスタ=ロバート=ハラムは、教会法の博士である。カンタベリ大司教ト

マス=アランデルのもとに記録係主任・文書主管として勤務し、後にオクスファードへ復帰して総長に就任した。そこから彼は、教皇によってヨーク大司教に指名される。国王はこの直任に反対したが、結局はソールズベリ司教に落ち着いている。^{a)}

マスタ=トマス=ブルーンズは、両法の博士である。彼も司教職へ昇進するが、それはもっぱら教会内部での勤務の報酬である。〈16頁〉栄達はリンカン司教レピングドンの受権判事・管財判事から始まって、同司教付の文書主管に起用される。¹⁾次にローマへ出向いて、1419年に聖庁で訴訟代理人になった。帰国後にはカンタベリの裁判所で開業し、ロチェスタ司教のもとで総代理になる。またカンタベリでは、大司教付の文書主管になった。ブルーンズは、まずチチェスタ司教に選出されたが教皇がこれを無効とした。次に教皇は彼をウスタ司教に直任したが、これには国王評議会が反対した。その結果として1435年にロチェスタ司教座へ直任され、翌年にノリヂ司教座へ転出させられる。^{2) b)}

1) P.R.O. Chancery: Supplementary Patent Rolls (C.67), no. 37, m. 44.

2) Thompson, *op. cit.*, 20-1.

a) Robert Hallum, B.Cn.L., prebendary of Middleton in Chichester 1391-?, preb. of Bitton in Salisbury 1395-1406, B.Cn. & C.L., preb. of Exeter 1400-06, preb. of Osboldwick in York 1400-06, D.Cn.L. archdeacon of Canterbury 1400-06/07, provided archbishop of York 1406 quashed, bishop of Salisbury 1407-17. — *Fasti*, XII, 130.

b) Thomas Brouns, elected Chichester *a.* 3 Aug., quashed *a.* 14 Oct. 1429; provided Worcester 24 Sept. 1433, translated Rochester 21 Feb. 1435; provided Rochester 21 Feb. 1435, translated Norwich 19 Sept. 1436.

§ 3-10 司教・大司教への昇進 (2) —— 国王への勤務

カンタベリ大司教管区の裁判所は、15世紀の早い時期に有能な法律家にとって栄達の黄金街道になっていた。まず能力において当時最高級の法律家として、以下の司教6名に注目しておこう。^{a)}

Henry Ware, Lic.Cn. & C.L.: Chichester 1418-20^{b)}

William Lyndwood, D.Cn. & C.L.: St Davids 1442-46^{c)}

Thomas Bekynton, D.C.L.: Bath and Wells 1443-65^{d)}

John Kemp, D.C.L.: Rochester 1419-, Chichester 21-, London 21-, York 25-, Canterbury 52-54^{e)}

Philip Morgan, D.Cn. & C.L.: Worcester 1419-, York 23-quashed, Ely 26-35^{f)}

John Stafford, D.C.L.: Bath and Wells 1424-43, Canterbury 43-52^{g)}

経歴には共通点が多い。大半が両法の博士である。しかも大司教の代行裁判所の首席判事，アーチ裁判所の首席判事，大司教管区裁判所の主任審判官や聴取判事などの要職にあった。¹⁾

彼らはその経歴を機縁として，次第に国王勤務へ吸収された。国王が民事法について専門家の助言を必要とするばあい，彼らはその要請に対応した。首都^{h)}に居住していたからである。また彼らへの委嘱を発端として，イングランドではカンタベリの裁判所と海軍提督の裁判所との特異な合体が始まる。何故か。海軍提督の裁判所から上訴があれば，慣例として彼らに聴取判事を委嘱したからである。その合体は，後にドクタズ=コモンズⁱ⁾という正規の機関として定着する。しかも最高法院の一部門つまり“検認・離婚・海事部”として，1971年まで存続する。

カンタベリの法律家は，国際関係の分野でも法律上の難問を処理して力量を証明した。その上で彼らは，外交使節として起用される。国王の対外政策は，この時期に王印庁が担当していた。しかも当時は外交機能の強化が必要で，王印庁の長官には練達的外交官であることがほぼ不可欠であった。上記のヘンリ=ウェアは，このような経路で国王のもとへ常勤することになった。彼はその点において，カンタベリの法律家で最初の人物である。彼は1416年から18年まで王印庁長官の職にあり，²⁾ 在任の最終年に報酬としてチチェスタ司教座を与えられた。

ヘンリ5世は，1417年にフランスへ侵入した。側近には，ケンプ・モーガン・スタファドの3名がいた。モーガンはノルマンディ公領の大法

官に、ケンプ・スタッフアドは相次いで王印庁長官になった。

その後1422年から32年までは、マスタ=ウィリアム=アニク¹⁾が王印庁の長官職を占める。彼もまた両法の博士で、イーリ司教の代行裁判所判事の経歴をもつ。カンタベリ大司教のもとでは、受権判事として勤務したことがある。ヘンリ5世の秘書官として国王への勤務を始める以前のことである。³⁾

〈17頁〉ウィリアム=リンドウドは、カンタベリ大司教管区の制定法要録の編者として知られる。“プロウインキアーレ”²⁾がそれで、中世イングランドの教会法学者の著作としてはもっとも有名である。彼はアニクの後任として、1432年に王印庁の長官に任命された。

トマス=ベキントンは、1443年に王印庁の長官へ昇進する。ヘンリ6世の秘書官からの昇進である。彼の昇進を最後として、上記一連の注目すべき慣行が終わる。王印庁の長官職は、上記6名について例外なく司教職への昇進を保障した。それに対してアニクは別で、彼だけは司教聖別以後にも長官職に留まった。いわば聖別以後における長官職辞任の伝統を無視したことになろう。^{4) m)}しかし大法官府・財務府の長官職は司教職相応の官職で、司教職以下に見なされることがなかった。

1) I. J. Churchill, *Canterbury Administration* (1933), II, 238, 240-41, 243.

2) 彼はこの期間中の一時期に、ロンドンの司教総代理でもあった。

3) *Reg. Chichele*, II, 116-18, IV, 41.

3) *Handbook of British Chronology* (Royal Hist. Soc., 1961), 92. [*Ibid.*, 3rd ed., 1986, p. 94.]

a) Lic.: licentiate; D.: doctor; Cn.L.: canon law; C.L.: civil law. 原文では人名を列挙しているだけであるが、ここでは学位の種類と後日の司教歴とを併記しておいた。なお“大半が両法の博士である”というが、厳密に言えば6名中2名がそれである。

b) Henry Ware: as “official of the court of Canterbury and commissary of Thomas, archbishop of Canterbury (1413)” — *C.P.R.*, 1413-16, p. 47; as “official of the court of Canterbury of Arches, London (1415)” — *Ibid.*, p. 406; keeper of the privy seal 1416-18; bishop of Chichester 1418-20.

c) William Lyndwood: as “official of the court of Canterbury, doctor of both laws (1427)” — *C.P.R.*, 1422-29, p. 473; keeper of the privy seal 1432-43; bishop of St Davids 1442-46.

d) Thomas Bekynton: dean of Arches 1423, king’s secretary 1437-43, keeper of the privy seal 1443-44; bishop of Bath and Wells 1443-65. — *DNB*.

e) John Kemp: dean of Arches 1414, keeper of the privy seal 1418-21, bishop of Rochester 1419, Chichester 1421-, London 1421-, archbishop of York 1425-, Canterbury 1452-54; cardinal-priest of St Balbinas’s 1439-, cardinal-bishop of St Rufina’s 1452-; chancellor of Normandy 1419-22. — *DNB*.

f) Philip Morgan, chancellor of the duchy of Normandy 1418, bishop of Worcester 1419-29, archbishop of York 1423-24 quashed, bishop of Ely 1426-35.

g) John Stafford, dean of Arches 1419, keeper of the privy seal 1421-22, bishop of Bath and Wells 1424-43, archbishop of Canterbury 1443-52.

h) § 3 – 7 訳注 b) 参照。

i) Doctors’ Commons. 教会所属法律家の協会。1511 年設立。名称の由来は、博士号取得者で構成されたことにある。ロンドン聖パウロ聖堂に近く、1857 年までそこに教会法・海事法の裁判所がおかれた。

j) William Alnwick, king’s secretary 1421-22, keeper of the privy seal 1422-32, bishop of Norwich 1426-36, Lincoln 1436-49.

k) *Provinciale*. 1430 年完成。

m) 司教聖別以後に辞任していない点では、ケンプも同様である。訳注 e) 参照。聖別以後に王印庁の長官職を辞任するというのは、この長官職が司教職以下と見なされていたからか。

§ 3 – 11 現地の管理体制 — 司教本人からの相対的自立

これらの司教は、学歴において法律家である。また前歴からしても、司教職に固有の司法・行政の責任事項について完全な門外漢ではない。しかし彼らは司教座へ直任された時点で、すべて世俗行政の要員であったといえよう。では彼らについて、教会に対する姿勢をどのように評価すべきか。行政官庁での業績によっては平凡な無学歴の国王官僚でも政府高官へ

昇進し、結果として司教職を取得することがある。高学歴の法律家司教も、同様に世俗行政からの起用である。従って司教管区への関心において無学歴の官僚出身者の水準を超えないといえ、明らかに酷評に過ぎる。

ケンプやスタファドは、なるほど任地不在の悪評の点で当時の筆頭であった。またアニクリやモーガン²⁾は、ほぼ歿年にいたるまで国王評議会の常任議員職に留まっている。では司教聖別以後に仮に政治の世界から引退したとすれば、司教管区に対していかほどの貢献が可能であったか。スタファドやケンプはなるほど資質に恵まれ、ラングリ¹⁾やバビズ³⁾は有力官僚の適性を備えていた。彼らは仮に教会法に熟練していなくとも、行政一般の仕組みについては精通していた。しかし彼らですら、現地への貢献度には疑問が残る。

イングランドの司教管区は、組織の整備においてすでに高い水準にあった。各種の裁判所や行政官庁は、幾世代にもわたって作動している。司法官や行政官の適材としては、練達の聖職者群が存在した。彼らは歴代司教のもとで勤務の伝統をもち、司教が不在でも管区の適正な管理を保障しえた。管区の支配者として、ほかに行政の専門家が必要であるか。その必要はまさに皆無であった。

1) ハミルトン=トムブソンによれば、アニクは晩年にいたって“管区行政に強い関心をもち、ほぼ全面的に公務から引退してそれに専念した”という(前出書43頁)。なるほど彼は、1426年の司教聖別から1447年まで国王評議会の常任議員であった。(P.R.O. Chancery: Charter Rolls, C.53, nos. 187-9; E.28, files 47-56.) <歿年は1449年である。管区行政への専念とは引退後の2年間か。>

2) *Ibid.*, files 39-57.

a) Thomas Langley, secretary 1399, keeper of the privy seal 1401-05, chancellor of England 1405-07, 1417-24, archdeacon of Norfolk 1399-1406, dean of York 1401-06, bishop of Durham 1406-37.

b) Nicholas Bubwith, keeper of the rolls of Chancery 1402-05, keeper of the privy seal 1405-06, treasurer 1407-08; archdeacon of Dorset 1397-1406, bishop of London 1406-07, bishop of Salisbury 1407, bishop of Bath

and Wells 1407-24. ラングリは王印庁長官・大法官を、バビズは王印庁長官・財務府長官を歴任している。

§ 3-12 司教の姿勢—— 靈魂の救済か法規の強制か

有力な司教座は、概してこの種の法律家・政治家へ委ねられた。しかし貧困な司教管区は、まったく別種の司教を迎えることも少なくない。トマス=スポファドは、教会法の学者でも職業的な行政官僚でもない。〈18頁〉しかし彼の足跡は、まさに司教の理想像に近かった。理想の司教とは、イングランド教会史のいずれの時期においても“神の御心における父”にほかならない。

トマスはヨーク聖母マリア修道院での院長在職が17年間に及び、1422年にそこからヘレファド司教管区へ迎えられた。同管区にはかつてオウアイン=グリンドゥアル^{a)}の反乱があつて、その後遺症が残っていた。また聖職者全般の規律が低下しており、在俗か修道会所属かの別を問わず緊急な矯正が必要であつた。司教はその矯正のために本人自身で定例の巡察を励行し、また不正行為の報告があれば判事を現地に派遣してその審問に当たらせた。義務の不履行には峻厳に対処し、多数の違反者が聖職を剝奪された。その一方で貧困な聖職者のためには、収入の改善に配慮している。

トマスは20年後に引退を希望したが、ヘンリ6世は親書を送って慰留した。“深刻な害悪が今や人民の全般に及んでおり、人民を罪悪から遮断するには美德の率先垂範を必要とする。しかしその実践者は皆無に近い。”^{b)} 親書は現状をそのように述べて彼に再考を促した。¹⁾ この書簡には、15世紀の教会におけるもっとも深刻な欠陥が開示されている。率先垂範者の欠如がそれである。

違反者の裁判に関しては、司教のもとに高度な装置が完備していた。管区従属民を教会法の規定に服従させるための装置である。しかしイングランドは、大半の地域で常駐の司教を欠いていた。司教が不在では、聖職者も平信徒もキリスト教徒の行動規範について率先垂範を期待しえない。

それのみか多くの司教は、管区従属民の教化とりわけ公開の説教に恐ら

く消極的であった。チチェスタ司教マリズ¹⁾もソールズベリ司教エイズコウ²⁾も、1450年の反乱で殺害された。前出のトマス=ガスコインによれば、これは天罰にほかならない。両司教がレヂナルド=ピコク³⁾の提案に同調したからである。司教を説教の義務から免除したいという提案がそれである。²⁾

司教とは異なって聖堂区勤務の聖職者については、もはや業績を評価するための手段が残っていない。聖堂区住民の霊魂の救済を使命として、それに専念した人物も多かろう。しかし司教の記録簿では、彼らの貢献に対する言及が皆無に近い。記録簿にはなるほど聖職への任命や昇進が記録され、そこからは司教側の意向が読み取れる。評価は法律家としての勤務実績に厚く、司牧の使命に忠実であるか否かはさほど重視されていない。

司教が有能な官僚を厚遇するのは、まさに当然であった。何故か。裁判の管轄権とは、収入源の一つであったからである。教皇はロンドン司教トマス=ケンプからの請願に答えて、1451年に令状を発給した。それには印象的な文言が見られる。カンタベリ大司教トマス=バウチャは、ロンドン司教の権益を侵害した。遺言に関する裁判管轄権の侵害である。大司教の行為は横領であり、まさに“自分の鎌で他人の収穫物を刈り取る”⁴⁾ことにほかならないという。³⁾

1) *Reg. Spofford*, i-vi, 251-2.

2) *Loci e Libro Veritatum*, 41-2, 189.

3) *Cal. Pap. Let.*, X, 537-8.

a) Owain Glyndwer or Owen Glendower (d. 1416?), Welsh chieftain, ravaged English border by 1404. — *DNB*.

b) “the grete myscheves that now reyneth in the people on every side and howe few that laboureth to drawe the people fro[m] syn by examples in vertues lyving.”

c) Adam de Moleyns (Molyneux or Molins), bishop of Chichester 1446-50, mortally wounded in a riot at Portsmouth.

d) William Aiscough, bishop of Salisbury 1438-50, murdered at Edington, Wiltshire.

e) Reginal Peacock, bishop of St Asaph 1444-50, bishop of Chichester 1450-59.

f) 著者は大司教をバウチャと考えているが、これは教皇令状の記載と一致しない。令状は1451年に発給されており、また文面からしても大司教はスタファドである。“Archbishop Bourghier [1454-86] was ‘putting his sickle in another’s harvest’” — Storey. / “..... John [Stafford], archbishop of Canterbury [1443-52], putting his sickle into another’s harvest [falcem suam mittens in messem alienam] (1451)” — *Cal. Pap. Let.*, X, 537-8.

.....

(以下、次号)